

らせ



定式に参加して河川、水路をきれいにしましょう

今年の定式は、4月6日(日)に行われます。家中川水系(家中川・寺川・女川)を止水しますので、地域の河川・水路の堆積物の取り除き作業を行ってくださるようお願いいたします。



また、除去したごみや堆積物は土砂・缶・ビン・可燃物を分別するようご協力をお願いします。

なお、個人的に補修工事などを行う場合は、あらかじめ基盤整備課と協議してください。

問合せ先 基盤整備課 道路河川担当

「交通事故死ゼロを目指す日」の推進について

新たな国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が決定され、4月10日が実施日となります。市では、昨年末に「交通死亡事故ゼロ500日達成」となり、今後も引き続き交通事故ゼロを目標に啓発活動を行います。

各職場・学校・家庭でも、交通安全について話し合ひましょう。

小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプを貸与

消防団に配備されている消防車両のうち2台を更新整備し、谷村第一分団第6部、東桂分団第8部に貸与するとともに、可搬式小型動力ポンプを羽根子自主防災会、上戸沢自主防災会、サンタウン井倉自主防災会、厚原自主防災会、曾雌第一自主防災会に貸与しました。



児童扶養手当の一部支給停止について

児童扶養手当が一部支給停止の対象となる方は手続きが必要になります。

対象者

養育者以外で児童扶養手当を受給している方のうち、次の事項に該当する方は手当での減額対象となります。

①平成15年4月1日現在で受給資格をお持ちの方

平成20年4月手当額から減額対象となります。ただし、平成15年4月1日時点で3歳未満のお子さんの方がいた方は、お子さんが3歳になった日から5年経過したときの翌月から減額の対象となります。

②①以外の方

「支給開始月の初日から5年」または「支給要件に該当するに至った月の初日から7年」のいずれか早い日の属する月の翌月から減額の対象となります。ただし、認定請求をした日に3歳未満のお子さんを監護している方は、お子さんが3歳に達した日から起算して5年経過したときの翌月から減額の対象となります。

受給の継続

次の事項に該当し必要な書類を提出した場合は、今までと同様に手当を受給することができます。

- ①手当を受給している方が就業している場合
- ②手当を受給している方が求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合
- ③手当を受給している方が一定の障害状態にある場合
- ④手当を受給している方が負傷、疾病その他の事由により就業することが困難である場合
- ⑤手当を受給している方の児童・親族が一定の障害などの状態にあり、介護のため就業することが困難である場合

一部支給停止対象者への通知

減額対象者には2月以降に通知を送付しますので、手続きをしてください。なお、①から⑤に該当しない方はご相談ください。

問合せ先 福祉事務所 子育て支援担当 ☎(46)5112

春の全国火災予防運動

「火は見てる あなたが離れる その時を」をスローガンに3月1日(土)から7日(金)まで全国一斉に春の火災予防運動が行われます。

これからの季節は、空気が乾燥し季節風も吹くなど、火災の発生しやすい状況になりますので、市民の皆さん一人ひとりが火の取り扱いに十分注意して大切な生命、財産を火災から守りましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント(3つの習慣・4つの対策)

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

全国山火事予防運動「山火事は 地球の未来も 燃やします」

ハイカーなど入山者のちょっとした不注意が山火事の発生する原因となります。たばこの投げ捨て、たき火などをしないように一人ひとりが注意し、大切な緑を火災から守りましょう。